(b)　自国の旗を掲げる権利を有し、かつ、漁業資源を漁獲することを許可された漁船を記載する漁船記録を保持し、及び全ての当該漁船について、締約国会議が特定する情報が当該漁船記録に記載されることを確保すること。締約国は、締約国会議が合意する手続に従い、この情報を交換すること。

(c)　締約国会議が決定する規則に従い、区域における自国の漁獲活動の報告を締約国会議の年次会合において利用可能なものとすること。

(d)　区域において操業する自国の旗を掲げる漁船による漁獲活動に関する完全かつ正確なデータ（特に、船舶の位置、保持された漁獲物、投棄された漁獲物及び漁獲努力量に関するデータ）を適時に収集し、及び共有すること。その際、適当な場合には、関連する国内法令の適用に関係するところにより、データの秘密性を保持すること。

(e)　他の締約国から要請があり、かつ、関連情報が提供される場合には、自国の旗を掲げる漁船によるこの協定又は締約国会議が採択する保存管理措置に対する重大な違反（千九百九十五年協定に規定するもの）の容疑について、最大限度可能な範囲で調査すること。回答（当該違反の容疑に関してとられ、又はとることを提案された措置の詳細を含む。）は、できる限り速やかに、かつ、いかなる場合にも要請のあった後二箇月以内に、全ての締約国に提供すること。調査の結果に関する報告は、調査が終了した時に、締約国会議に提供すること。

第十二条　寄港国の義務

1　この協定に従って寄港国である締約国がとる措置については、小地域的、地域的及び世界的な保存管理措置の実効性を促進するための措置を国際法に従ってとる寄港国の権利及び義務を十分に考慮する。寄港国である締約国は、当該措置をとる場合には、いずれの国の漁船に対しても法律上又は事実上の差別を行ってはならない。

2　寄港国である締約国は、次のことを行う。

(a)　漁船が当該締約国の港又は沖合の係留施設に任意に寄港する場合には、締約国会議が採択する保存管理措置に従い、特に、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査すること。

(b)　漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可しないこと又はサービスを提供しないこと。

(c)　漁船が当該締約国の港又は沖合の係留施設に任意に寄港し、かつ、当該漁船の旗国がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置の遵守を確保するため当該締約国に対して援助の提供を要請する場合には、合理的に実行可能な限り、当該締約国の国内法及び国際法に従い、当該旗国に援助を提供すること。

3　寄港国である締約国は、自国の港又は沖合の係留施設を使用する他の締約国の船舶がこの協定の規定又は締約国会議が採択する保存管理措置に違反したと認める場合には、関係する旗国及び締約国会議の注意を喚起する。当該寄港国である締約国は、当該旗国及び締約国会議に対し、その事案についての十分な資料（検査の記録を含む。）を提供する。

4　この条のいかなる規定も、締約国が国際法に従い自国の領域内の港において主権を行使することに影響を及ぼすものではない。

第十三条　開発途上国の特別な要請

1　締約国は、漁業資源の保存及び管理並びに当該漁業資源の持続可能な開発に関し、区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の特別な要請を十分に認識する。

2　締約国は、特に、次の事項を認識する。

(a)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）であって、漁業資源の利用（自国民の全部又は一部の栄養上の要請を満たすためのものを含む。）に依存するものの ぜい弱性

(b)　自給のための漁業者、小規模漁業者、零細漁業者及び漁業労働者に対する悪影響を回避し、並びにこれらの者による漁場の利用可能性を確保する必要性

(c)　締約国会議が採択する保存管理措置により保存活動に関する不均衡な負担が区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）に直接又は間接に転嫁されないことを確保する必要性

3　この協定に基づき及び海洋生物資源の管理に関与する他の小地域的又は地域的な機関を通じて締約国が行う協力には、次のことを目的とする措置を含めるべきである。

(a)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）が漁業資源を保存し、及び管理する能力並びに漁業資源に関する自国の漁場を開発する能力を高めること。

(b)　区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）が漁業資源を対象とする漁業に参加することができるように、当該開発途上国を援助すること（この協定に従って漁業への参加を容易にすることを含む。）。

4　この条に定める目的のための区域に接する開発途上国（特に、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）との協力には、財政的援助、人的資源の開発に関する援助、技術援助及び技術移転の提供並びに次の事項を対象とする活動を含めるべきである。

(a)　区域に隣接する国の管轄の下にある水域内に存在する漁業資源及びストラドリング魚類資源の保存及び管理（漁場のデータ及び関連情報の収集、報告、検証、交換及び分析を含めることができる。）の改善

(b)　漁獲活動が海洋環境に及ぼす影響に関する情報の収集及び管理の改善

(c)　資源評価及び科学的調査

(d)　監視、規制、監督、遵守及び取締り（地方の段階における訓練及び能力の開発、国の及び地域的なオブザーバー計画の作成、これらの計画に対する資金供与並びに技術取得の機会を含む。）

(e)　締約国会議及びその補助機関の会合並びに紛争解決への参加

第十四条　透明性

1　締約国は、この協定に基づいて行われる意思決定過程その他の活動において透明性を促進する。

2　区域に隣接する国の管轄の下にある水域を有する沿岸国であって、この協定の締約国でないものは、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

3　この協定の非締約国は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

4　この協定の実施に関連する事項に関心を有する政府間機関（特に、国際連合食糧農業機関、南西インド洋漁業委員会及び区域に隣接する公海の水域について権限を有する地域的な漁業管理のための機関）は、オブザーバーとして締約国会議及びその補助機関の会合に参加する権利を有する。

5　この協定の実施に関連する事項に関心を有する非政府機関の代表は、オブザーバーとして、又は締約国会議が決定する他の資格で、締約国会議及びその補助機関の会合に参加する機会を与えられる。締約国会議及びその補助機関の手続規則は、そのような参加について定める。当該手続規則は、当該会合への参加に関して不当に制限的であってはならない。

6　オブザーバーは、締約国会議が採択する手続規則（秘密の取扱いに係る要件に関するものを含む。）に従い、適当な情報を適時に入手することができる。

第十五条　漁業主体

1　漁業主体は、その船舶が区域において漁業資源の漁獲を既に行っている場合又は当該漁獲を行う意図を有する場合には、この協定が効力を生じた後、締約国会議が定める手続に従い、締約国会議の議長に対し書面を送付することにより、この協定に定める条件に拘束される旨の確たる約束を表明することができる。この約束は、当該書面の受領の日から三十日で効力を生ずる。当該漁業主体は、締約国会議の議長に宛てた書面による通告を行うことにより、当該約束を撤回することができる。撤回の通告は、締約国会議の議長がその通告を受領した日から九十日で効力を生ずる。

2　この協定に定める条件に拘束される旨の約束を表明した漁業主体は、締約国会議が採択する手続規則に従い、締約国会議及びその補助機関の会合に参加し、並びに意思決定に参加することができる。第一条から第十八条まで及び第二十条2の規定は、当該漁業主体について準用する。